

# ドイツ法領域分析にかかる裁判例研究

吉岡郁美\*

- I はじめに
- II 太陽光パネルの設置に係る裁判例
- III 風力発電施設の建設に係る裁判例
- IV おわりに

## I はじめに

### 1 本稿の目的

筆者は、これまで一貫して、ドイツの法領域間関係につき研究を行ってきた。

これまでの研究においては、ドイツにおいて、記念物保存など固有の行政任務、固有の法的利益に関係する複数の法律が体系的に理解・運用されている<sup>1)</sup>点、そしてドイツにおいて、ある行政任務に係る規範体系が他の規範体系と衝突あるいは協働する際の規範のあり方という点、利益の調整に関して多く議論され、精緻に整理されているといった点に着目し、これら規範体系の理解を深めてきた。

このようなドイツの規範体系は近年、わが国において法領域 (Rechtsgebiet, Rechtsbereich) — とりわけ行政法総論との役割の関係から参照領域 (Referenzgebiet) — として紹介されている<sup>2)</sup>。本稿においては、行政法総論との関係に着目して論ずることは行わないため、単に法領域とし、検討を進めていくことと

---

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第18巻第2号2019年7月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院研究員

- 1) Vgl. Schmidt-Aßmann, Das allgemeine Verwaltungsrecht als Ordnungsidee, 2. Auf., 2004, S. 6ff.; Tettinger/Erbguth/Mann, Besonderes Verwaltungsrecht, 10. Auf., 2009, S. 1ff.; Aßmann, Schoch (Hrsg.), Besonderes Verwaltungsrecht, 15. Auf., 2013, S. 1 u.s.w.
- 2) 参照、原田大樹『行政法学と主要参照領域』(東京大学出版会、2015年)。

したい。

本稿においては、法領域同士が矛盾・抵触する場面の事例研究を行う。具体的には、環境法領域と記念物保存法領域との矛盾抵触に係る裁判例を整理することを目的とする。

## 2 本稿の構成

環境保護の利益と記念物保存利益との矛盾・抵触事例が増加していることが、近年ドイツで議論となっていることに鑑み、以下においては、ドイツで議論されている上記の矛盾・抵触事例の紹介、及び、当該事例の分析にあたって用いられている重要な視点を明らかにする。

紹介する事例は、1つは、記念物における太陽光パネルの設置に係る事例(Ⅱ)、そしていま1つは、記念物の存在する区域における風力発電施設の設置に係る事例(Ⅲ)である。最後に以上の視点を、法領域の視点の下に整理し、結語としたい(Ⅳ)。

## 3 検討対象の整理

事例紹介の前提として、本節においては、環境法領域と記念物保存法領域についてその規範体系を概観する。

環境法領域は、多岐に渡った法規がその対象に含まれる点が特徴であり、そのため、論者によって取り上げる法規も統一されていないが、体系組成の基準は環境保護という国家任務(後述Ⅱ3)にあるとされる<sup>3)</sup>。そして、この国家任務の根拠となる法律は、基本法20a条「自然的生存基盤の保護」である。当該国家任務規範を基礎に、環境法領域に含まれる法令が制定される。

環境保護を任務とする法律は、基本法74条1項に基づき競合的立法管轄(連邦が立法措置を行わない限りは州が立法権限を行使することが可能)の対象とさ

---

3) Vgl. Schmidt-Abmann, aa.O., (Fn. 1), Ordnungsidee, S. 113ff.; Seller, Der systematische Ertrag einer Kodifikation für das allgemeine Verwaltungsrecht am Beispiel des Umweltgesetzbuches, in Trute-Gross-Röhl-Mölles (Hrsg.), Allgemeines Verwaltungsrecht zur Tragfähigkeit eines Konzepts, 2008, S. 191ff. (192f.). u.s.w.

れている。本規定に基づいて、様々な連邦法（連邦自然保護法、連邦イミション防止法等）が制定され、そして、連邦法の実施規定として州法（州自然保護法等）が制定される。

他方、記念物保存法領域は、記念物の保存という固有の任務に関係する法規を統合したものである<sup>4)</sup>。基本法において、直接に記念物保存を任務とする規定はない。加えて、立法管轄を指定する規定は存在しないため、基本法の原則（70条1項）に基づき、州が当該任務達成を主たる目的とする法規の立法権限を行使する。その結果、各州の記念物保存法を中心として当該任務の達成が目指される。さらに例えば、記念物が建築物であることが多いことなどから、建設法典等の都市計画に係る規定が、また、所有者の金銭負担により記念物を保存しているため税法が、記念物保存の任務に間接的に関わる法規として認識され、当該領域に含めて議論される場合が存在する。

## II 太陽光パネルの設置に係る裁判例

### 1 太陽光パネルの設置に係る、法的状況の整理

以上の前提を踏まえ初めに整理を行うのは、記念物の屋根等に太陽光パネルを設置する許可を争った一連の裁判例である。裁判例の詳細に入る前に、前提となる法的状況につき簡潔に整理する。

記念物保存法領域の中心的役割を担うのは、各州の州記念物保存法（Landesdenkmalschutzgesetz）である。これらの法律に共通する規定として、記念物に変更を加える場合、また、記念物の周辺において建築物を建設・変更を行う場合に、当該行為を行う者は管轄区域の記念物保存官庁に許可を得なければならないことが定められている。当該許可付与に係る裁量決定に際しては、①当該行為が、記念物の価値、外見を侵害し、記念物保存の目的に反する結果を招くか否か、②

---

4) Hans, Handbuch der kommunalen Wissenschaft und Praxis, Bd. 2, 1957, S. 196ff.; Püttner/Günter, Handbuch der kommunalen Wissenschaft und Praxis, Bd. 4, 2. Auf., 1983, S. 301ff.; Davydov, Martin/Krautzberger, Handbuch Denkmalschutz und Denkmalpflege, 4. Auf., 2017, S. 1ff.

記念物保存の目的に勝る他の目的が当該行為に存在するか否かを検討しなければならないことが、各州の規定において求められる<sup>5)</sup>。

## 2 裁判例

以下に紹介するのは、自らの所有する記念物の屋根等に太陽光パネルを設置するために、所有者が記念物保存官庁に対し、記念物の変更許可を申請することに係る争いである。

以下、同時期に相次いで登場し、学説の議論を呼んだ2つの裁判例を紹介し、効率的にエネルギーを使用することに係る利益と、記念物保存の利益とが衝突する場面における両利益の衡量判断の手法を明らかにする。

### (1) ラインラント・プファルツ州上級行政裁判所 2011年8月16日決定 — 基本法 20a 条の抽象性

初めに紹介するのは、ラインラント・プファルツ州上級行政裁判所 2011年8月16日決定<sup>6)</sup>である。本件の事案は以下の通りである。原告が所有する施設(以下、本施設)の屋根に太陽光パネルを設置する許可を州記念物保存法に基づき申請したところ、被告行政庁が許可付与を拒否する決定を下した。本施設は、それ自体が記念物とされていたのみならず、周辺環境を含めた集合体としても記念物とされる程度の重要性を有していた(記念物ゾーン)。被告の決定に対し、原告が許可を求めて訴訟を提起した<sup>7)</sup>。第一審<sup>8)</sup>では、太陽光パネルの設置により、個別の記念物としての、及び、記念物ゾーンの構成要素としての、本施設が有する記念物としての価値が著しく侵害されること、また、記念物保存の利益に

---

5) Gesetz zum Schutz und zur Pflege der Denkmäler im Lande Nordrhein-Westfalen (NW DSchG), vom 11. März 1980 (GV. NW. 1980 S. 226), § 9 Abs. 2; Gesetz zum Schutz von Denkmalen in Berlin (BE DSchG), vom 24. April 1995 (GVBl. 1995, 274) § 11 Abs. 1, Satz. 3; Hessisches Denkmalschutzgesetz (HE DSchG), vom. 28 November 2016 (GVBl. 2016, S. 211), § 18 Abs. 3, u.s.w.

6) OVG Rheiland-Pfalz, Beschul. v. 16. 8. 2011, 8 A 10590/11. juris.

7) おそらく、被告の決定の取消しと、許可の義務付けを求めているが、前審が判例集未搭載であるため、詳細は不明である。

8) VG Rheinland- Pfalz, Urt. v. 1. 4. 2011, 6 K 1563/10. MZ 判例集未搭載。

勝る利益が本件行為に備わっていないことを理由として、拒否決定を下した被告の判断に誤りはないとした。これに対し、原告が控訴申請を行った。本決定は、その控訴認容申請に対する判断である。

本決定においては、記念物保存の利益とエネルギーを効率的に使用する利益との衡量が行われているが、基本法に基づいて各利益の価値評価を行っている点が注目される。以下、決定の概要を述べる。

まず、ラインラント・プファルツ州上級行政裁判所において、太陽光パネルの設置により、記念物としての本施設の価値——とりわけ、都市を形成する一要素としての視覚的重要性（都市計画上の価値）——が著しく侵害されていると認められた。そして、記念物に著しい侵害が及ぶ場合には、原則的に、記念物保存の利益を保護しなければならないと説示した。加えて当該説示に続けて、裁判所において、本件において記念物保存の利益と対立するエネルギー使用効率化の利益が基本法に基づき評価されている<sup>9)</sup>。

エネルギー使用効率化の利益は、基本法 20a 条に基づき国家の保護対象とされた、「自然的生存基盤 (natürliche Lebensgrundlagen)」の一部である。そのため、本条によりエネルギー使用効率化の利益は、州記念物保存法上の許可付与決定において全く衡量されない利益ではない。しかしながら、基本法 20a 条は、ドイツの自然環境全般を保護する規定であり、個別のカテゴリーの保護についてはそれを具体化する個別法に基づかない限り、記念物保存の利益に対抗することが可能となるまでの特別な法的地位を導き出すことはできない。本件のごとく記念物の所有者が訴えた場合において、記念物保存の利益よりも優先される程度の利益（自身の土地において新たなエネルギー使用形態を実現する利益）は、基本法 20a 条からは与えられないとした<sup>10)</sup>。

結論として、裁判所は、本件行為により記念物保存の利益が著しく侵害されるのに対し、これを正当化するだけのエネルギー使用効率化の利益は存在しないとし、原審の判断は正当とした。

---

9) OVG Rheinland- Pfalz, a.a.O., (Fn. 6), Rn. 14ff.

10) OVG Rheinland- Pfalz, a.a.O., (Fn. 6), Rn. 16.

(2) バーデン・ヴュルテンブルク州上級行政裁判所 2011年9月1日判決  
— 環境保護利益の優位性

第二に紹介するのは、上記決定の約1ヶ月後に出されたバーデン・ヴュルテンブルク州上級行政裁判所 2011年9月1日判決<sup>11)</sup>である。本判決においては、最終的な結論は異なるものの、前裁判例と共通して基本法に基づく利益の評価が行われている。

本判決の事案は以下の通りである。原告は、州記念物保存法に基づき記念物とされた教会（以下、本教会）及びその付属施設の所有者（Kirchengemeinde）である。原告は、本教会付属の納屋（以下、本件納屋）の屋根に、太陽光パネルを設置すべく、被告行政庁に州記念物保存法上の変更許可を求めたところ、許可付与を拒否する決定が出されたため、原告が拒否決定の取消しおよび許可の義務付けを求めた。第一審<sup>12)</sup>においては、原告の主張が退けられ、原告がこれに控訴した<sup>13)</sup>。

本裁判例の特殊な事情として、本件納屋部分の州記念物保存法上の位置付けにつき付言する。バーデン・ヴュルテンブルク州記念物保存法は、他の州同様、ある対象物を記念物として取り扱うこと自体に、法律の定義規定該当性以外の要件を賦課しない。しかしながら、許可留保等の州記念物保存法上の保護措置を受けるためには、別途、州の作成する記念物リストへの登録が必要となる<sup>14)</sup>。

本教会及びその付属施設については、教会部分、牧師館部分、教会墓地が存在し、牧師館部分に、住居と本件納屋が存在した。このうち、教会と牧師館住居部分はそれぞれ記念物リストに登録されていたが、本件納屋部分は、住居と併せて登録されていたものの、リストに記載された情報からは、他部分のように、それ自体が登録に値する価値を有しているか否かは不明であった<sup>15)</sup>。このように、本件納屋の記念物としての価値は一概には判断できない状況であった。

---

11) VGH Baden- Württemberg, Urt. v. 1.9.2011, 1 S 1070/11, juris.

12) VG Baden- Württemberg, Urt. v. 22.7.2010, 7 K 957/09, 判例集未搭載。

13) VGH Baden- Württemberg, aa.O., (Fn. 11), Rn. 11ff.

14) Gesetz zum Schutz der Kulturdenkmale (BW DSchG), vom 6. Dezember, 1983 (GBl. 1983, S. 797) § 2, 12, 15 Abs. 1.

15) VGH Baden- Württemberg, aa.O., (Fn. 11), Rn. 1ff.

他方、本件許可の審査にあたって、管轄の行政区（Regierungspräsidium Tübingen）は、本件納屋部分を含む教会および付属施設全体が、記念物たる1つの集合体として捉えられるため、本件納屋の屋根における太陽光パネルの設置は、教会と住居部分の周辺環境の保護のみならず、これら集合体の価値を損ねることとなり、望ましくないとの見解を付した。被告が本件許可付与を拒否した背景には、以上の事情が存在する<sup>16)</sup>。

本判決前に出された控訴提起を認める決定においては、太陽光パネルの設置によって記念物保存の利益が著しく侵害されない可能性が指摘された。すなわち、本件教会付近において既に太陽光パネルが設置されていること、パネルの設置によって、納屋の貴重な構造等には影響を及ぼさないこと等が述べられた<sup>17)</sup>。

本件における裁判所の判断は大要以下のとおりである。初めに裁判所は、本件納屋が太陽光パネルの設置によって著しく価値を減ぜられることはないとした<sup>18)</sup>。そのうえで、記念物保存の利益に対して、太陽光パネル設置に係るエネルギー使用効率化の利益を以下のように高く評価した。

エネルギー使用効率化を含む環境保護の利益は、基本法 20a 条および州憲法（バーデン・ヴュルテンブルク州憲法 3a 条）<sup>19)</sup>において保護されており、当該利益の保護は国家任務とされる。国家任務であること自体によって、当然に主観的権利をもたらすわけではないものの、環境保護利益は、バーデン・ヴュルテンブルク州記念物保存法上の許可付与に係る裁量判断において適切に評価されなければならない。そして、この適切な評価とは、例えば環境保護措置のために記念物保存の利益が著しく侵害される場合であっても、記念物保存の利益が環境保護利益に対し優位にたてるものではないことを意味する。

以上の説示に加えて、記念物所有者が基本法 14 条の保障の下、自らの所有権を保存義務のために制限されていることを裁判所は指摘し、結論として、所有者

16) VGH Baden- Württemberg, a.a.O., (Fn. 11), Rn. 10ff.

17) VGH Baden- Württemberg, a.a.O., (Fn. 11), Rn. 15. 宗教の自由に関する論点は、本稿の主要な論点ではないため割愛している。

18) VGH Baden- Württemberg, a.a.O., (Fn. 11), Rn. 26ff.

19) Verfassung des Landes Baden- Württemberg (BW LV), vom 11. November 1953, (GBl. 1953, S. 173), § 3a.

の利益にかなう太陽光パネルの設置につき、これに伴う記念物の外見の侵害は受け入れられるべきであるとした<sup>20)</sup>。

### 3 裁判例に関する若干の指摘

先述の通り、記念物の価値評価の点で特殊な事情を有していることに鑑みると、上記の両裁判例について、その結論のみを単純に比較することは適切でない。しかしながら、両裁判例を受けて、学説においては太陽光パネル設置による記念物の侵害可能性に係る問題について議論されることとなったという点は看過できない。

学説の議論において特に注目されたのは、2つの裁判例に共通する環境保護利益と記念物保存利益の評価手法である。以下、要点を確認する。

エネルギー使用効率化が環境保護に資するため、基本法 20a 条において保護される利益であること、そして、基本法 20a 条が、国家任務を定める規定であることは、裁判例において前提とされ、かつ、学説においても通説として理解されている。国家任務を定める基本法の条文は、国家目標規定 (Staatszielbestimmung) と学説において定義され、国家の行うあらゆる活動において、国家目標規定の保護する利益は尊重されなければならないとされる<sup>21)</sup>。また裁判理論として、国家目標規定であることを根拠に、訴訟上当該利益に最大限の配慮をはらうことを求めるものが存在する (最適化要請 (Optimierungsgebot))<sup>22)</sup>。

---

20) VGH Baden- Württemberg, aa.O., (Fn. 11), Rn. 52.

21) Uhle, Das Staatsziel "Umweltschutz" im System der grundgesetzlichen Ordnung-Zu dem von der Verfassungskommission empfohlenen neuen Art. 20a GG-, DÖV 1993, 947ff (950ff.); Mursweik, Staatsziel Umweltschutz (Art. 20a GG), NVwZ 1996, 222ff (223f.); Mast/ Göhner, Lösungswege im Widerstreit zwischen Klimaschutz und Denkmalschutz, DVBl 2012, 1140ff (1140f.); Huerkamp/Kühling, Denkmalschutz, Erneuerbare Energien und Immobiliennutzung- Nachhaltigkeitskonflikte in der Energiewende, DVBl 2014, 24ff (25f.).

22) Tsai, Die verfassungsrechtliche Umweltschutzpflicht des Staates-zugleich ein Beitrag zur Umweltschutzklausel des Art. 20a GG, 1996, S. 114f.; Rößing, Denkmalschutz und Umweltverträglichkeitsprüfung, 2004, S. 97f.; BVerwG, Beschul. v. 21. 8. 1990, 4 B 104/90, juris; BVerwG, Urt. v. 22. 3. 1985, 4 C 73/82, juris.

しかしながら、例えばラインラント・プファルツ州上級行政裁判所決定が指摘するように、基本法 20a 条は、保護対象を具体的に定めていないことから、本規定そのものの保護規範性には疑義が残るとする有力な見解が存在する<sup>23)</sup>。

また、両裁判例において指摘された基本法 14 条に定められる所有権に関連する利益——所有者が新エネルギーを使用し、エネルギーの効率化を図る利益——についても、これは常に最大限尊重されなければならない利益ではないとした連邦憲法裁判所判決が存在する<sup>24)</sup>。そのため、この所有権に係る利益をもってしても、環境保護利益を常に優先するとは学説においては理解されていない。

一方、学説及び裁判例においては、記念物保存は、古くより高位の公的任務——公共の福祉に資する任務であると、指摘されていた<sup>25)</sup>。

そして今日の学説の通説的見解によれば、記念物保存活動は、環境保護任務と同等の国家任務性を有するとされる。主要な根拠は、基本法に明確に定めはしないものの<sup>26)</sup>、各州の州憲法において、州の公的任務であるとの定めがなされていることである<sup>27)</sup>。そのほか、かつてのワイマール憲法、東西ドイツの統一条約、基本法 5 条 3 項などの関連規定を総合的に勘案した結果として、記念物保存利益には、国家任務の性質が備わっているといった見解が存在している<sup>28)</sup>。

以上から今日の学説においては、環境保護利益と、記念物保存利益とは、絶対

23) Mast/ Göhner, a.a.O., (Fn. 21), 1142.

24) BVerfG, Beschul. v. 2. 3. 1999, 1 BvL 7/91, juris. Rn. 84.

25) Vgl. BVerfG, a.a.O., (Fn. 24), Rn. 81ff.

26) かつては、連邦憲法裁判所が基本法 5 条 3 項（文化芸術の自由）を国家目標規定と指摘した判決が存在したが、これに対しては否定的な見解が通説である（Vgl. Germelmann, Kultur und staatliches Handeln, 2013, S. 31ff.; Lenski, Öffentliches Kulturrecht, 2013, S. 62ff.; クレプファー、三宅彦雄訳「文化は国家目標たりうるか？」比較法学 41 巻 2 号（2008 年）271 頁以下（276 頁以下））。

27) 記念物、文化等表現は様々である。明文にないところも、通常、解釈でこれら任務が存在するとされる（Martin, Martin/Krautzberger, Handbuch Denkmalschutz und Denkmalpflege, 3. Auf., 2010, S. 98; Hammer, Martin/Krautzberger, a.a.O., (Fn. 4), S. 61）。Vgl. BW LV, a.a.O., (Fn. 19), § 3c Abs. 2; Verfassung des Landes Brandenburg (BB LV) vom 20. August 1992, (GVBl I /92, S. 298) § 34 Abs. 2, u.s.w.

的な優劣の関係は存在せず、互いに同等な国家任務性を有するものとして較量される必要があると認識されている<sup>29)</sup>。

結果、太陽光パネル設置と記念物保存の調整という課題に対して、被衡量利益について基本法に基づいた価値評価を行い、これを基軸として個別に衡量判断を行うという手法が、学説及び裁判例において確立しているといえよう。

### Ⅲ 風力発電施設の建設に係る裁判例

#### 1 風力発電施設建設に係る法的状況

続いて、風力発電施設建設と記念物保存との調整に係る裁判例を整理する。まず本節においては、裁判例の詳細に立入る前に、前提となる法的状況を確認する。

この場合における法的状況の典型例は、記念物として保存されている建設物の周辺に風力発電施設が設置されるという状況である。このとき、州記念物保存法によれば、先述した許可（前述Ⅱ1）のうち、記念物の周辺環境を変更するための許可が求められる。しかしながら、実際上は、州記念物保存法上の許可制度が利用されることはそれほど頻繁ではない。何故ならば風力発電施設を建設する際は、州記念物保存法以外の法律に基づく許可、とりわけ①建設法典および州建設規制法上の建設許可と、②連邦イミシオン防止法上の許可を必要とする場合が多く、かつ、これらの法律の定めに基づき、州記念物保存法上の許可規定は、上記連邦法の許可規定に吸収される場合が多数なためである<sup>30)</sup>。

そこで、まず①建設許可の構造について概観しておく。風力発電建設は、その規模から原則的に建設行為が抑制される空閑地（外部区域）にて行われることが

---

28) Martin, a.a.O., (Fn. 27), S. 97; Hönes, Handbuch Städtebaulicher Denkmalschutz, Teilband 1, 2015, S. 22, 94ff.; Rabeling, Die Belange de Denkmalschutzes und der Denkmalpflege in administrativen Abwägungsentscheidungen, 2012, S. 89ff.; Germelmann, a.a.O., (Fn. 26), S. 38ff., 129ff., 608f. なお、バーデン・ヴュルテンブルク州上級行政裁判所判決に対しては、記念物保存の国家任務性が考慮されておらず、一方的な判断がなされているとの批判がある（Mast/Göhner, a.a.O., (Fn. 21), 1142）。

29) Mast/ Göhner, a.a.O., (Fn. 21), 1142; Huerkamp/Kühling, a.a.O., (Fn. 21), 25f.

30) Schröer/Kullick, Windkraftanlagen in der jüngeren Rechtsprechung der Verwaltungsgerichtsbarkeit, NZBau 2013, 563ff (563).

想定される。この点、建設法典 35 条によれば、外部区域においては原則建設行為が禁止されるものの、同条 1 項に列挙された施設は、同条 3 項に列挙された公益と（高い程度で）対立しない限りにおいて建設可能である。そして、それ以外の施設は同条 2 項に基づき、同条 3 項の公益を侵害しない限りにおいて、建設可能であるとされる。風力発電施設は、建設法典 35 条 1 項 5 号に該当するため同条 3 項に挙げられた公益との対立可能性について審査される。そして、同条 3 項 5 号には記念物保存の利益が対象公益として規定されている。これにより、建設予定地の周辺に存在する記念物への影響が審査され、建設案が記念物の価値を一定程度侵害する場合は許可が付与されないこととなる。通常は、以上の建設許可に、州記念物保存法上の許可が吸収される。このとき州記念物保存法は必要な限りにおいて関係規定として参照される。

続いて、②連邦イミシオン防止法上の許可につき概説する。連邦イミシオン防止法 4 条は、環境に有害な影響をもたらしかねない、あるいは人々を危険にさらしかねない施設を設置する際には、担当行政庁の許可が必要となると規定している。当該許可審査は、同法 13 条によれば、他の関係公法上の許可を吸収するものとなる。したがって、州記念物保存法上の許可や建設許可は、本法の許可に吸収されると解釈される。許可の前提要件については、同法 6 条に定めがある。そして同条 1 項 2 号によれば、他の公法規定と対立しないことが要件とされ、建設法典など関係規定が考慮されることとなる。

以上、風力発電施設建設に際しては、建設許可規定、あるいはイミシオン防止法上の許可規定の中において衡量される記念物保存利益と、風力発電施設建設が資する環境保護利益との関係が問われる、という状況にあるとまとめることが可能である<sup>31)</sup>。以下、裁判例の整理に入る。

---

31) Huerkamp/Kühling, a.a.O., (Fn. 21), 27ff.; Schröer/Kullick, a.a.O., (Fn. 30), 563f.

## 2 裁判例

### (1) ザクセン・アンハルト州上級行政裁判所 2005年6月16日判決 — 建設法典 35条固有の保護利益の提示

風力発電施設の建設に伴うエネルギー使用効率化の利益と記念物保存利益との衝突の問題について、リーディングケースとして用いられるのは、この後の(2)ニードーザクセン州上級行政裁判所判決であるが、その前提として、ザクセン・アンハルト州上級行政裁判所 2005年6月16日判決<sup>32)</sup>が存在する。本判決及び(2)の判決において、建設法典の条文にて衡量される記念物保存利益の意味について検討されている。以下、判決を概観する。

本事案は、風力発電施設 2基の建設を計画した原告が、被告行政庁に対し建設に係る事前許可を申請したところ、被告がこれを拒否する決定を下したため、当該決定の取消等を求めた訴訟である。

建設予定地（外部区域）の周辺は、かつて当該区域を管轄していたゲマインデによって作成された F プラン<sup>33)</sup>によれば、独自の景観を残す農業用区であった。また、建設予定地の北西約 2 km の場所には、かつての司教座教会と 2つの古城によって構成される建築物の集合が存在しており、これらは記念物として州記念物保存法上の保護を受けていた。そのほかにも当該区域には森林や農業用道路が残存していた。

第一審<sup>34)</sup>は、建設予定地を管轄している行政管区の国土発展計画によれば他に風力発電施設建設用地が用意されていること、そして、本建設案によって周辺に存在する記念物の価値が著しい侵害を受けることを理由に、原告の訴えを棄却した。原告がこれに控訴した<sup>35)</sup>。

本判決において裁判所は、建設法典 35 条（および州建設規制法）に基づいて、本建設案の法規適合性を審査し、結論として、本建設案によって記念物保存の利益が著しく侵害されると判示した<sup>36)</sup>。

---

32) OVG Sachsen- Anhalt, Urt. v. 16. 6. 2005, 2 L 533/02, juris.

33) 建設法典 5 条。ゲマインデが策定する建設利用計画（Bauleitplan）のうち、より広域の土地利用方針について定めるものである。

34) VG Sachsen- Anhalt, Urt. v. 6. 11. 2002, 1 A 271/02. 判例集未搭載。

35) OVG Sachsen- Anhalt, a.a.O., (Fn. 32), Rn. 1ff.

裁判所はこの判断を示すにあたり、建設法典 35 条 3 項 1 文について以下のように指摘している。すなわち、州記念物保存法によって保護される利益とは別に、建設法典 35 条には、土地法上の独自の概念としての「記念物保存の利益」が存在する。そのため、外部区域にて申請された本建設案については、当該建設案が、35 条 3 項の保護する土地法に関わる範囲での記念物保存利益に反しているか否かを審査する必要がある。以上の観点から裁判所は、当該建設案については、建設法典 35 条 3 項にいう記念物の価値——とりわけ、古城を臨む周辺の景観——を著しく侵害するものと認められる、としている<sup>37)</sup>。

(2) ニーダーザクセン上級行政裁判所 2007 年 11 月 28 日判決  
— 建設法典と州法の関係

風力発電施設建設に係る裁判例においては、ニーダーザクセン上級行政裁判所 2007 年 11 月 28 日判決<sup>38)</sup>が先例として有名である。本事案は、原告が 2 基の風力発電施設を外部区域に建設するにあたって、施設建設に係る事前許可の付与を被告行政庁に求めたところ、被告行政庁がこれを拒否したため、事前許可付与の義務付けを求めた訴訟の第二審である。

施設の建設予定地から 1~1.5 km 以内には、かつての騎士領が存在し、多種多様な記念物が設置されているほか、付近に景観保護区域（公園）が存在する。加えて、被告行政庁が公布していた国土整備計画（Raumordnungsplan）においては、当該区域を景観のために変化させないでおく（Vorsorge）区域であるとされていた<sup>39)</sup>。

第一審<sup>40)</sup>においては、当該建設案が建設法典 35 条 1 項の優遇建設案に該当することが指摘され、加えて記念物への影響も甚大でないと判断されたため、原告の主張が認容されていた。

本判決は、上記第一審を受けて、被告が控訴したものである。裁判所は、先に

36) OVG Sachsen- Anhalt, aa.O., (Fn. 32), Rn. 38ff.

37) OVG Sachsen- Anhalt, aa.O., (Fn. 32), Rn. 53ff.

38) OVG Niedersachsen, Urt. v. 28. 11. 2007, 12 LC 70/07, juris.

39) OVG Niedersachsen, aa.O., (Fn. 38), Rn. 1ff.

40) VG Niedersachsen, 8. 7. 2004, 2 A 272/03, juris.

紹介したザクセン・アンハルト上級行政裁判所判決において説示された建設法典35条3項独自の利益保護性等を踏まえたうえで、建設法典35条3項の公益配慮規定の性質についての見解を示している。ザクセン・アンハルト州上級行政裁判所判決と本判決との関係は、次のように整理できる。

上記ザクセン・アンハルト上級行政裁判所判決では、建設法典に独自の保護利益が存在することは述べられていても、その具体的な意義、とりわけ、州記念物保存法との関係についてはこれが明らかにされていなかった。すなわち、ザクセン・アンハルト州上級行政裁判所判決によれば、建設法典29条2項に基づいて、建設法典から独立して適用される州記念物保存法が保護する利益と並んで、建設法典35条3項に保護される公益は、建設法典固有の意義を有するとのみ説示されていた。本判決は、ザクセン・アンハルト州上級行政裁判所判決のこの説示に加えて、水法や景観法上の利益と建設法典との関係について検討した連邦行政裁判所判決の先例<sup>41)</sup>を用いて、上記建設法典固有の利益と州法との関係について、以下のように整理している。

まず、建設法典固有の記念物保存利益への配慮規定は、州記念物保存法との関係において、州法の保護から漏れた対象への受け皿的機能を有し、連邦法上の最低保護基準を形成するものである。そして、上記最低保護基準の関係上、建設法典35条3項にいう記念物保存利益の意味内容は、まずもって州記念物保存法の規定を参考に具体化されるが、しかしその一方で、そのような具体化とは完全に一致しない独自の保護範囲を有することとなる。

ただし、建設法典に基づいて記念物保存を図ることは、決して当該利益の保護を本質とする法律の規律権限を侵害するものではない。なぜなら、建設法典によって保護される利益は、あくまで土地法の管轄内で保護されるもの、つまり、基本法において連邦に権限が付与されている範囲で保護することが可能なものである。そのため、建設法典35条1項の建設案において配慮される記念物保存の利益とは、連邦が権限を有する土地法の範囲内、都市景観を特徴づける外見等の侵害に係るものが考えられ、州記念物保存法が保護する価値（歴史・学術・芸術

---

41) BVerwG Urt. v. 20.10.1972, IV C 1. 70, juris; BVerwG Urt. v. 12.4.2001, 4 C 5/00, juris; BVerwG Beschul. v. 29.4.1968, IV B 77. 67, DVBl 1969, 261.

等)とは完全に一致するわけではない<sup>42)</sup>。

以上の整理の下、裁判所は事案を審理し、建設法典独自の基準において審査されるような著しい記念物保存利益の侵害はないと判示した。

### (3) 第三者訴訟への展開 — 問題状況の端緒

ここまで、風力発電施設建設の許可審査に際して衡量される記念物保存利益の特徴について、関係裁判例の整理を行った。

他方、近年の風力発電施設建設に関する訴訟においては、施設周辺の記念物所有者を原告とした第三者訴訟の事例が増加し、かつ、学説の関心が寄せられている。

何故、近年第三者訴訟に注目が集まっているのかというと、上記ケースにおける原告適格が裁判上認められる可能性が現われたためである。すなわち連邦行政裁判所は2009年に、記念物所有者が自らの所有する記念物の周辺地において付与された建設許可を取り消すことが可能かという問題において、記念物所有者に原告適格を認め、これを肯定した<sup>43)</sup>。

本判決については、既に別稿において分析を行っているため<sup>44)</sup>、本稿に必要な限りにおいて、その内容を確認しておく。本判決においては、記念物所有者が、自らの所有する古城の周辺において計画された農業用サイロ建設に対し、これに付与された建設許可の取消し等を求めた訴訟であった。裁判所は、記念物を保存するために、所有者が自らの所有権の利用につき制限を受けていることを根拠として、周辺地における行為を原因として、当該記念物に著しい危険が迫っている場合に自身の所有権の保障を求める主観的権利を所有者に認めた。基本法14条1項に基づくこの主観的権利は、基本法と州記念物保存法との規範体系にあって、州記念物保存法の条文に基づく保護に対する最低限の保護である。加えて、裁判

42) OVG Niedersachsen, a.a.O., (Fn. 38), Rn. 50ff.

43) 連邦行政裁判所2009年4月21日判決 (BVerwG, Urt. v. 21. 4. 2009, 4 C 3/08, NVwZ 2009, 1231ff.) 当該判決の詳細、およびドイツ行政法学への影響については、拙稿「原告適格論とドイツ連邦制 (1) (2・完)」自治研究93巻10号(2017年)102頁以下、93巻12号(2017年)108頁以下参照。

44) 拙稿、前掲・注43)。

所は、各州の州記念物保存法の規律内容次第では、より強力な第三者保護が与えられ得るため、州記念物保存法を管轄する州裁判所においては、所有権保障の選択肢を踏まえつつ、州記念物保存法に基づく第三者保護の可能性を審査するように求めた。

(4) ニーダーザクセン州上級行政裁判所 2012年8月23日判決  
— 風力発電建設に関する第三者訴訟

以上の前提を踏まえて、次に、風力発電建設に関する第三者訴訟の典型例として、ニーダーザクセン州上級行政裁判所 2012年8月23日判決<sup>45)</sup>を紹介する。

本事案は、原告の所有する土地の周辺地（外部区域）において、参加人による6基の風力発電施設設置が計画され、被告行政庁がこれを許可したことをうけ、原告が当該許可等の取消しを求めたものである。風力発電施設の建設予定地から約500mの距離に原告の所有地が存在し、当該土地には第一次世界大戦時に建設された農園と公園、加えて公園に隣接して森林区画と通信用の並木道が存在していた。このうち、農園、公園、森林区画、並木道全てが、記念物の集合体として州記念物保存法に基づき保存されているほか、農園および公園は、それぞれ単独で記念物として、法律上の保護を受けていた。他方において、建設案が提出された区域は、管轄地域の高度整備計画において、風力発電施設建設を優先する区域と決定されていた<sup>46)</sup>。

第一審<sup>47)</sup>において裁判所は、国土整備計画を策定するにあたって、周辺の記念物に係る利益にはすでに配慮されており、建設案の影響は想定済みであること、実際、記念物および記念物を臨む景観の侵害は著しいものではないことを理由として、原告の訴えを退けた。これに対し原告が控訴<sup>48)</sup>した。

本判決において裁判所は、原告の訴えを部分的に認容し、6基の風力発電施設のうち、1基についてこれを違法とした。裁判所の判示の理由は次の通りである。

---

45) OVG Niedersachsen, Urt. v. 23. 8. 2012, 12 LB 170/11, juris.

46) OVG Niedersachsen, a.a.O., (Fn. 45), Rn. 1ff.

47) VG Niedersachsen, Urt. v. 24. 3. 2010, 2 A 44/07. 判例集未搭載。

48) OVG Niedersachsen, a.a.O., (Fn. 45), Rn. 24.

本件許可の根拠法は、連邦イミシオン防止法4条であるが、同法6条1項2号によれば、他の関係公法と対立しないことが許可付与の要件であるため、関係する建設法典35条及び州記念物保存法上、適切な配慮がなされているか否か、看過し難い利益の対立が発生しているか否かが審査されることとなる<sup>49)</sup>。この点、建設法典における記念物保存利益への配慮は、地域の国土整備計画策定に原告が参加しており、記念物保存の観点も考慮したうえで計画策定がなされていることなどから、建設法典35条1項に該当する建設案として、本件風力発電施設は記念物保存利益と対立しない<sup>50)</sup>。

他方、州記念物保存法上の利益衡量については、ニーダーザクセン記念物保存法8条1文が、第三者である記念物所有者を保護する効果を有するか否かが問題となった。裁判所によれば、当該条文に第三者効が認められるのは、その文言、意味、目的、あるいは法システムから、公益だけでなく第三者の個別的利益またはその調整にも資するとされ、かつ、保護すべき人の集合が一般から区別できる場合である。この判断基準にあてはめると、ニーダーザクセン州記念物保存法は第三者効を有さないという結論に至る。

しかし、連邦行政裁判所2009年判決の判示に基づいて、基本法14条1項の所有権保障に係る最低限の防御権の有無を審査する余地は残存する。この観点から裁判所は、記念物の価値に対する著しい侵害の有無を検討した時、6基ある風力発電施設のうち、1基によって、記念物の周辺景観が著しく侵害されると判断した<sup>51)</sup>。

49) OVG Niedersachsen, a.a.O., (Fn. 45), Rn. 43ff.

50) OVG Niedersachsen, a.a.O., (Fn. 45), Rn. 47ff. ザクセン・アンハルト上級行政裁判所判決(前掲注・32)においても言及した通り、建設法典35条3項2文後段によれば、35条1項に基づいた建設案のうち、特に空間にとって重要なものについて、国土整備の目的にかなうよう当該建設案が提示され、かつ、当該建設案内において公益が衡量されていたなら、当該公益は、建設案とは対立していないものとする。

51) OVG Niedersachsen, a.a.O., (Fn. 45), Rn. 53ff.

(5) バイエルン上級行政裁判所 2013年7月18日判決  
— 風力発電施設特有の衡量視点

ここまで、記念物保存利益と衝突しうる風力発電施設建設に係る訴訟の最近までの流れ、そして、訴訟での審査構造を紹介してきた。最後に、風力発電施設建設に係る裁判例における特徴的な判断要素について紹介する。

当該視点が用いられた最近の事例として、バイエルン上級行政裁判所 2013年7月18日判決<sup>52)</sup>が挙げられる。本事案は、参加人が風力発電施設建設につき、被告行政庁（州の担当官庁）より連邦イミシオン防止法上の許可（以下、本件許可）を得たところ、建設予定地の属する区域内を管轄するゲマインデである原告が、当該許可の取消しを求めたものである。風力発電施設の建設予定地の周辺には複数の教会および城を擁する地区が存在しており、これらの記念物としての価値が侵害される恐れのあるためである。他方、建設予定地自体は、地域計画において風力発電のための留保地域であったほか、原告のFプランでも同様の設定がされていた<sup>53)</sup>。

本件許可は、連邦イミシオン防止法上の許可（4条以下）であるが、外部区域における建設行為であるため、関係法として、建設法典35条の適合性が審査されることとなる。このとき、建設法典36条1項によれば、他法の許可手続含め、建設法典31条、33条から35条に係る決定が必要な場合に、建築監督官庁がゲマインデの同意を得ることが定められている。ただし、同条2項3文によれば、州法に基づき、権限を付与された官庁が、ゲマインデに違法に拒否された同意を代行することが可能である。

本件は、原告が、風力発電施設建設によって、付近の景観や、記念物の価値等を侵害する恐れがあるとして同意を拒否したものの、上記規定に基づき、州の官庁内で手続を進めた結果、許可付与に至ったという事例であった<sup>54)</sup>。

第一審<sup>55)</sup>においては、原告の取消し請求は認められず、原告が控訴した。

---

52) VGH Bayern, Urt. v. 18. 7. 2013, 22 B 12. 1741, juris.

53) VGH Bayern, a.a.O., (Fn. 52), Rn. 1.

54) VGH Bayern, a.a.O., (Fn. 52), Rn. 2, 6, 16.

55) VG Bayern, Entscheidung v. 25. 1. 2012, AN 11 K 11. 1753. 判例集未搭載。

裁判所は、本判決において原告の訴えを認容した。争点となったのは、原告が建設法典 36 条に基づく同意を拒否した根拠、すなわち、本件建設案の建設法典 35 条 1 項適合性である。裁判所は、本件風力発電施設は、周辺地にある記念物の芸術的価値および眺望、景観を著しく侵害するとした<sup>56)</sup>。

さらに、裁判所は、風力発電施設の建設に対して、記念物保存利益を優先した理由として、風力発電施設の代替地建設可能性について言及した。すなわち、風速等を考慮しても、風力発電施設が、当該区域のみにおいて最高のパフォーマンスが可能であるのか否かは不明であり、他の代替地においても同様の機能を発揮する可能性は大いに存在する。反面、記念物は地域文化を残すものとしての意味合いを有しており、本件において問題となった城等も、当該地域において非常に重要なものとして認識されている。これらのことからすれば、記念物および周辺景観の価値を著しく侵害することを必要とする当該区域における風力発電施設建設の正当性は本件に存在しない、と判断されたのである<sup>57)</sup>。

### 3 裁判例に関する若干の指摘

以上、風力発電施設建設と、記念物保存利益が衝突する事例に関する裁判例について整理した。風力発電施設建設は、ドイツ建設法典によれば、原則的に建設を抑制する区域（外部区域）に建設される。そのため、発電施設の建設案が、外部区域の建設行為に関して規律する建設法典 35 条に適合するか否かが、裁判において審査される。または、風力発電施設が環境に及ぼす影響のために、連邦イミシオン防止法 4 条にいう許可を申請する場合も存在する。この場合は、同法 6 条 1 項 2 号の定めにおいて、風力発電施設建設に対し関係法規である建設法典の規定との適合性が審査される。州記念物保存法上の許可は建設許可、イミシオン防止法上の許可に対し、関係法規（各州の建設規制法およびイミシオン防止法 6 条）として審査される。

このとき、風力発電施設は、建設法典 35 条において優遇される地位にあり

---

56) VGH Bayern, aa.O., (Fn. 52), Rn. 24ff.

57) VGH Bayern, aa.O., (Fn. 52), Rn. 33.

(35条1項の優遇建設案)、1項に列挙のない建設案に比べて、より高い程度で公益(35条3項)との対立が見られない限り、建設が認められることとなっている。この点につき、裁判例および学説では、風力発電施設の1項該当性につき優位性を強調する立場<sup>58)</sup>と、安易な価値判断につながるとして優位性の評価に慎重な立場<sup>59)</sup>が存在する。とはいえ、これら両者の立場は、二律背反と見るべきではない。実際、優位性を強調する裁判例においても、無条件に建設案の適法性を認めているわけではなく、あくまで公益(記念物保存利益)との関係の中で、判断を行っていることがうかがわれるのである。これらの点を踏まえれば、上記二つの立場の違いは、建設案の評価に対する程度の差と考えられる。いずれにせよ注目すべきは、優遇建設案といえども、記念物保存利益を著しく侵害する場合には、許可が付与されるべきではなく、地域にとっての記念物の重要性等が個別に判断されるべきことを否定するものではないことである。

風力発電施設建設と対立しうる公益として挙げられる建設法典35条3項1文5号の記念物保存利益については、建設法典固有の保護基準が存在することが、裁判例において指摘されている。はじめは単にその存在が指摘されるのみであったが、ニーダーザクセン州上級行政裁判所2007年11月28日判決によって、詳細が明らかとされることとなった。

建設法典における記念物保存への配慮に、固有の意義が存在するとすれば、それは、記念物保存の任務を本質とする州記念物保存法の規律領域を侵しかねない。先述の通り、建設法典は連邦の管轄する法であるのに対し、州記念物保存法は州の管轄する法であること、延いては、基本法によって、(都市計画行政の根拠たる)土地法の権限が連邦に付与される一方、記念物保存は、州の権限において行われるものであるとの、ドイツにおいて古くから受け継がれている意識および消極的規律との整合性において、州の権限を連邦が侵害するという危険が生ずる恐

---

58) OVG Niedersachsen, a.a.O., (Fn. 45), Rn. 45ff.; Schmaltz, *Belange des Denkmalschutzes nach § 35 Abs. 3 Satz. 1 Nr. 5 BauGB*, BauR 2009, 761ff. (763).

59) OVG Sachsen-Anhalt, a.a.O., (Fn. 32), Rn. 40; VGH Bayern, a.a.O., (Fn. 52), Rn. 24; Huerkamp/Kühling, a.a.O., (Fn. 21), 30f.

れが存在した。

ニーダーザクセン州上級行政裁判所 2007 年判決は、これらの点を鑑み、建設法典 35 条 3 項 1 文 5 号の固有の意義は、州の有する記念物保存行政の権限を侵害しないものであると述べた。①建設法典 35 条 3 項 1 文 5 号の記念物保存利益とは、州記念物保存法の定義を元に解釈する。②しかし、建設法典における保護であるため、州記念物保存法と全く同様の保護基準を提供するのではなく、土地法の保護範囲に含まれる限りにおいて記念物を保存するための基準である。そして、③州記念物保存法において保護されない事例に対する受け皿として、当該保護基準を利用しうる。

このニーダーザクセン 2007 年判決以降、記念物所有者を原告とした、風力発電施設建設許可の三面関係の訴訟が現れ始めた。これらの訴訟においては、まず、第三者の原告適格の有無が問題となり、州記念物保存法、建設法典 35 条 3 項 1 文 5 号、そして基本法 14 条に基づいて、原告適格が判断される。そしてその判断の後、建設案の記念物保存利益に対する著しい影響の有無が審査されることとなる。

以上を総合すると、風力発電施設の建設による記念物保存への影響を検討するにあたって、州記念物保存法の解釈にとどまらず、建設法典の範囲における独自の保護基準の設定、検討が必要とされていること、さらに、第三者訴訟においては、基本法、建設法典、州記念物保存法それぞれの枠内において保護される記念物保存利益を、特に連邦法と州法との権限管轄を意識しつつ検討する必要があることが、判例上認識されているといえよう。

## IV おわりに

### 1 裁判例の総括

ここまで、環境保護に係る措置と、記念物保存利益とが衝突する局面の裁判例を整理してきた。上記局面にあたるものとしては、主に、記念物に太陽光パネルを設置する際の許可に係る訴訟と、記念物の存在する区域の周辺に風力発電施設

を建設する際の許可に係る訴訟とが考えられる。

太陽光パネルの設置に関しては、太陽光パネルの設置に関して、当該行為が資する環境保護利益と記念物保存利益とを、衡量する基準を定める条文が存在しない。そのため、州記念物保存法上の許可の適法性を争うこととなり、記念物保存の利益がどれほど侵害されるか、あるいは、記念物に勝るほどの強力な利益がパネルの設置に存在するか否かという記念物の利益への影響、という方向から審査される。そして、それぞれの利益について、基本法に基づいた評価を行ったうえで、個別事例の審査が行われる。

他方、風力発電施設建設においては、州記念物保存法自体は、建設法典ないし連邦イミシオン防止法のより広域の利益を衡量する規定に吸収され、当該条文上において、建設の利益、環境保護利益、記念物保存の利益が関係利益の1つとして衡量されることとなる。このとき、それぞれの公法が保護する利益を、著しく侵害していないか否かという点が、全体的に、幅広く審査されることとなる。

## 2 法領域間における利益調整の現状

上記内容を法領域という観点に引き直してみると、本稿において以下のことが確認できたように思われる。

環境法領域と記念物保存法領域の関係の一側面としての2つの衝突事例における利益調整の手法については、風力発電施設建設の場合のように、許可の根拠規定（およびその関係法）において、関係法領域が保護する利益との調整が立法上要請され、裁判所により当該規定を元に利益較量判断が行われる。その一方において太陽光パネルの設置事例のように、許可の根拠規範においては関係利益への言及が見られず、衡量判断の手がかりを規範体系の頂点である基本法から得ることによって、判断を行う場合も見られる。特に後者については、個別立法上の利益調整が未だ不十分な状況に対し、裁判所が、規範体系全体を見据えた解釈を行うことを通して、裁判における判断をより適切に行おうとしたもの、と見ることができるのではないだろうか。

なお、太陽光パネルの設置事例については、①州記念物保存法上の許可規範が、あくまで記念物と守ることを本質とする条文であり、記念物保存利益とエネルギー

一使用効率化の利益（気候変動防止）とを衡量する指示を含む条文ではないこと、②具体性の不十分な基本法の環境保護任務の解釈によって、裁判例において環境保護利益が高く評価されがちな傾向が存在することに鑑み、両者の適切な衡量を行うための基準を別の条文に見出す動きが一部学説においてみられる。現在、議論の対象となっているのは、連邦政府によるエネルギーの効率化に係る法規命令（Energieeinsparverordnung, EnEV）24条である。本法規命令により、建築物のエネルギー使用に係る様々な規制が課されているが、州記念物保存法に基づいて保存されている建築記念物に対してこれら規制は免除される。このような状況に鑑み、当該条文を単純な適用除外の条文としてみるのではなく、記念物保存利益と気候変動防止の利益の対立する決定における、両利益の衡量の指示を含んでいると解す可能性を提示する見解や裁判例が現われている。しかし一方、このような考え方に否定的な見解も示されており、この点に関しては、今後の議論の進展が待たれる<sup>60)</sup>。

以上、本稿においては、法領域同士が矛盾・抵触するという領域における事例研究として、環境法領域と記念物保存法領域との相互関係に係る裁判例の整理を行った。本稿の整理を踏まえた法領域間の関係の分析は、以降の研究成果において、明らかにする。

---

60) Vgl. Mast/Göhner, a.a.O., (Fn. 21), 1145.